

令和4年度 都農町立都農小学校いじめ防止基本方針の概要

いじめ防止等に関する学校の基本的な考え方

- いじめは決して許されない行為であることについて、児童や保護者への周知を図る取組に努めます。
- いじめを受けている児童をしっかり守ります。
- いじめはどの子ども、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対する万全の体制で臨みます。
- 本校からのいじめの一扫を目指します。

いじめ不登校対策（い不对）委員会

- 4月：定例会
その後、必要に応じて随時開催
- 調査、報告等の情報の整理・分析
 - いじめ不登校対応方針の検討
 - 要配慮児童への支援方針の検討 等
- 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事
養護教諭、特別支援教育コーディネーター等

いじめ不登校サポート（I F S）会議

- 年6回開催
(5・7・9・11・12・2月)
- いじめ不登校防止に関する共通理解
 - ※事案発生時には、緊急に開催し、対応策を協議する。
- 全職員

学校の取組

- 《家庭との連携》
- P T A総会
 - 家庭訪問、参観日
 - 通信、連絡帳 等

【未然防止】

- 児童が主体となって行う活動
- 児童が学ぶ機会の設定
- 自己有用感を育む授業づくり
- 寄り添う相談体制づくり 等

《教育委員会との連携》

- 報告・相談
- 児童への支援・指導
- 関係機関との調整等

【早期発見】

- 定期的な相談週間の設定
- アンケート調査の実施・工夫
- 組織的な指導體制の確立

《地域との連携》

- 学校公開
- 学校運営協議会
(コミュニティスクール)
- ホームページ 等

【措置】

- 事実関係の適切な調査
- 解決に向けた指導及び支援
- 関係機関との連携
- 継続指導及び経過観察による再発防止

《関係機関等》

- 警察
- 児童相談所
- 福祉部局
- 医療機関 等